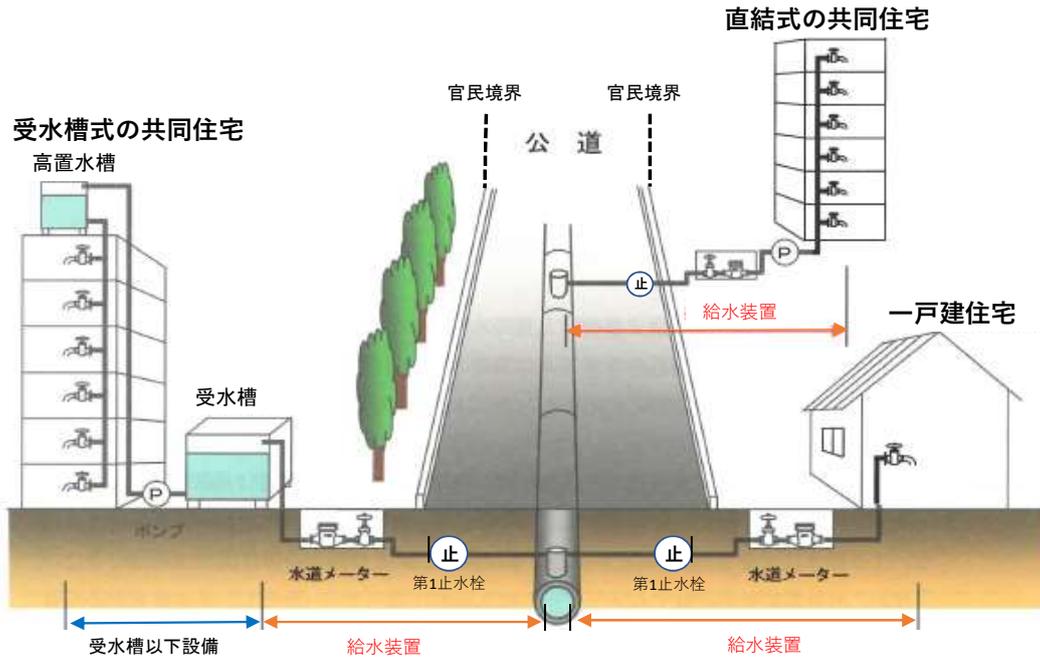


【給水装置の範囲等】



装置等財産区分	お客様（所有者、ただし、水道メーターを除く）	上富田町	お客様（所有者、ただし、水道メーターを除く）
修繕区分	お客様（所有者、使用者等）	上富田町	お客様（所有者、使用者等）
水質管理区分	お客様（受水槽設置者）	上富田町	

出典：公益社団法人 日本水道協会 営業業務マニュアル（平成23年9月）8頁 イラスト

※一部加工しています。